

改正

平成6年3月22日条例第9号

平成9年3月21日条例第6号

苓北町中小企業振興資金利子補給条例

(目的)

第1条 この条例は、苓北町における中小企業者が中小企業振興のために行う施設整備事業に要する資金（以下「施設整備資金」という。）及び長期（1月程度）にわたる道路交通止等により、店舗、事務所への進入路が閉鎖され著しく減収を生じた場合の経営安定に要する資金（以下「経営安定資金」という。）の借入れに対し、町が利子補給を行い、もって本町の中小企業の振興と発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に定める会社及び個人をいう。

(対象)

第3条 この条例で利子補給の対象となるものは、苓北町に住所を有する中小企業者が法第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業を苓北町内において営むための施設整備事業（住居その他で当該営業以外の用に供する部分及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に定める車両の取得又は修繕等に要する費用を除く。）及び経営安定に要する資金であって法第3条第1項の政令で定める金融機関並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号の事業を行う農業協同組合及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第1号の事業を行う漁業協同組合から借入れしたものとする。

2 前項に定める施設整備事業のうち、併用住宅等で対象となる部分が明確に区分できない場合の費用並びに資金の算定方法については、面積比等により算出するものとする。

(利子補給)

第4条 町は、前条に該当するものに対して予算の範囲内で利子補給を行う。

2 利子補給は、次条第1項に定める利子補給期間中においては1つの中小企業者に対し1件の借入金に限って行う。

(補給期間及び額の算定)

第5条 利子補給の期間は、施設整備資金については融資を受けた日から3年間とし、経営安定資金については融資を受けた日から1年間とする。ただし、その間に返済を完了したとき及び第3条の政令で定める業種に属する事業を廃止したときは、その日までとする。

2 利子補給額の算定期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、初年度においては借入日を始期とし、終年度においては借入日の前日をもって終期とする。

3 利子補給の額は、前項の期間における対象となる資金の融資平均残高（施設整備資金は延滞金を除いた額及びその額が1,000万円を超える場合は1,000万円を限度とし、経営安定資金については500万円を超える場合は500万円を限度とする。）に対し借入年率（その率が2パーセントを超える場合は2パーセントを限度とする。）を乗じて得た額以内とする。

（申請）

第6条 この条例による利子補給を受けようとする者は、別に定める期日までに苓北町中小企業振興資金利子補給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査し適当と認めるときは、利子補給を決定し、苓北町中小企業振興資金利子補給決定通知書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

（報告等）

第8条 利子補給の決定を受けたものは、次に掲げる事項を町長に報告し、又は届け出なければならない。

- （1） 申請に係る施設整備事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第3号）
- （2） 経営安定資金の貸付けを実行したときは、融資機関の長の貸付報告書（様式第6号）
- （3） 第3条の政令で定める業種に属する事業を当該利子補給期間内に廃止しようとするときは、あらかじめ事業廃止届（様式第4号）
- （4） 利子補給期間内において、当該利子補給に係る対象施設に譲渡又は用途変更その他の事由により変動があったときは、その都度異動報告書（様式第5号）
- （5） 第4条第1項に規定する補給期間中は、毎年度別に定める日まで各年度ごとに苓北町中小企業振興資金の内容に関する報告書（様式第6号）
- （6） その他町長が必要と認めて報告を求めたもの

（確定）

第9条 町長は、前条の報告に基づきこの事業の成果が第1条の目的及びそれに付した条件に適合

すると認めるときは、利子補給を確定しこれを交付するものとする。

(利子補給金の返還等)

第10条 町長は、利子補給の決定を受けたものがこの条例に定める条項に違反したときは、利子補給の決定を取り消すとともに、既に交付した利子補給金については、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(指示等)

第11条 町長は、利子補給の決定を受けたものに対し、当該施設整備事業並びに補給金に関し調査、検査及び必要な指示をすることができる。

(雑則)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日以降融資した分に対して適用する。

附 則 (平成6年条例第9号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年1月1日以降に融資を受けた分に対して適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて決定を受けた利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、経営安定資金については平成7年度分から適用する。ただし、経営安定資金に該当する資金の融資を既に借り受けている者は、施行日に資金の融資を受けたものとみなす。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)